

## 慈光寺本『承久記』における後鳥羽院と北条義時

### ——「国王ノ兵乱」をめぐる——

*Gotoba-in and Hojo Yoshitoki on Jokyuki*

安藤 淑江 (人間発達学部教養部会)

近曾、帝王御座キ。御名ヲバ鳥羽ノ禪定法王トゾ申ス。天照大神四十六世ノ御末、神武天皇ヨリ七十四代ノ御門ナリ。堀河ノ天皇ノ第一ノ皇子、御母ハ贈皇太后宮トテ、閑院ノ太政大臣仁義三世孫、大納言実季ノ御娘、康和五年正月十六日ニ御誕生、同年秋八月十七日、皇太子ニ立セ給。嘉承二年七月十九日、堀河天皇カクレサセ給シカバ、則五歳ニテ踐祚、御在位十六ヶ年ノ間、海内シズカニシテ天下ヲダヤカナリキ。風雨時ニシタガヒ、寒暑ヲリヲアヤマタズ。御歳廿一ニシテ、保安四年正月廿八日、御位ヲノガレテ、第一ノ親王ニ讓奉ラセ給ヒニケリ。第一ノ親王ト申スハ、配流ノ後、讃岐院是也。大治四年、白河院カクレサセ給テヨリ以來、天下ノ事ヲ知食ス。忠アル者ヲバ賞シ給。聖代聖皇ノ先規ニモタガハズ。罪アル者ヲバ宥給。大慈大悲ノ本誓ニモ叶ヘリ。サレバニヤ、恩光ニテラサレ、徳沢ニウルヲヒテ、国富ミ、民安カリキ。

『保元物語(半井本)』の冒頭である。保元物語は、乱を天皇家内部における国争いと位置づける。物語は、その遠因を作った鳥羽の帝紀で始まる。帝紀は天皇の「天皇」位に関わる一代記を簡略に

まとめたものである。誕生・父帝・母后・立太子・先帝崩御・踐祚・即位・退位・崩御。場合によっては院政も含めて、皇統と王権に関連する諸事項が記される。官撰史書に始まり、歴史物語にも受け継がれた形式で、時間の流れに天皇の名前によって区切りを設け、在位中の時間(あるいは院政を担当していた時間も含めて)がその天皇の支配した時間であることを明示する。『保元物語』は、物語の冒頭、その帝紀の様式を用いて鳥羽を描き出す。鳥羽は、帝位にあつてはその存在自体が日本の豊穰を保証する呪術的祭祀的象徴として、また院政担当後は徳治主義に基づく古代の理想的帝王として、賞賛を込めて描かれる。

多くの物語が、その冒頭において、事件を主導する人物を紹介している。『竹取物語』は、竹の中のかぐや姫を見つけ養育する竹取翁の紹介から物語を始める。『源氏物語』は主人公光源氏の社会的地位づけを規定する父・桐壺院の桐壺更衣への寵愛から物語を始め、『平治物語』は戦乱のきっかけとなった藤原信頼の野心を描く。『平家物語』の冒頭では、万事が無常の世の中で、そのありさまが「心も言葉も及ばれ」なかつた平清盛の名が示される。『保元物語』の

叙述の中心は崇徳と後白河の国争いであるが、物語が鳥羽の帝紀から叙述を始めるのは、位を巡って対立する二人の「王」を生み出したのが、他ならぬ二人の父鳥羽だったからである。

物語は、この鳥羽が、寵姫美福門院所生の皇子（近衛）を帝位に就けるために崇徳を強引に退位させたとする。

先帝トナル御ツ、ガモ渡ラセ給ハヌニ、ヲシヲロシ奉ラセ給フ  
コソ浅増ケレ。

とある。また、物語は、鳥羽が近衛崩御後、次の帝の選定にあたって、美福門院の口入れを許して崇徳の血統を皇位から排除した、と語る。

新院、此ヲリヲエテ、「我身コソ位ニ不レ被レ付トモ、重仁親王ハ、  
今度ハ位ニハ遁ジ物ヲ」ト待ウケサセ給ケリ。天下ノ諸人モカク  
思ケル所ニ、ヲモヒノ外ナル美福門院ノ御計デ、後白河院ノ四宮  
トテウチコメラレテ渡ラセ給シヲ、位ニ付奉セ給。

このような鳥羽の不正ともいえる取り扱いによって位から排除された崇徳は不満を募らせ、鳥羽の死後、藤原頼長の野心による教唆、源為義・為朝等の武士の参加を経て、帝位をめざして武力蜂起を図ることになる。実際は、帝位にある後白河の側からの挑発行為により、追い詰められた崇徳らが蜂起したというが、『保元物語』は、自らに正当性があると信じて蜂起する崇徳を描き、同感を寄せている。

『保元物語』は、帝位を巡る鳥羽の恣意的な選択に批判的である。保元の乱は、院と天皇が皇位を争う戦、親子兄弟が敵味方に分かれて戦う戦、長年戦闘とは無縁であった京の都の中の戦、という三点において未曾有の出来事であった。その発端を開いたという意味

で、鳥羽は批判されて然るべきである。しかし、『保元物語』は、一方でその治世を「帝紀」の様式で括ることで、帝王鳥羽を賞賛する視点を図らずも作り出すことになった。鳥羽の帝紀は、鳥羽治世下の穏やかな世の中が戦闘へと暗転する様相を、平和な治世と鳥羽の死の直後に起きた戦闘と苛烈な処分との対比において描く役割を果たすものではあるが、それ以上に、鳥羽の治世を言祝ことばぐことで鳥羽を古代の聖帝に重ね合わせる役割を担っている。すなわち、鳥羽は、一方では乱の遠因を作った人物として、一方では古代の聖帝の流れをくむ帝王、治世の時間を支配する王として、二つの顔をもって物語に登場する。後者は官撰史書・歴史物語の歴史語りの枠組みから所与されたものではあるが、少なくともその時代において、違和感なく受け入れられるものであったと言えるだろう。

『承久記』を論ずるにあたって、『保元物語』に触れたのは、保元の乱も承久の乱も、どちらも帝が関わった戦だったからである。

慈光寺本『承久記』は、冒頭、仏の世界・人の世界を空間と時間の広がりの中で捉える独自の世界観を提示した上で、

人王ノ始ヲバ神武天皇トゾ申ケル。葺不合尊ノ四郎ノ王子ニテ  
ゾマシマシケル。其ヨリシテ去ヌル承久三年マデハ、八十五代ノ  
御門ト承ル。其間ニ国王ノ兵乱、今度マデ具シテ、已二十二ケ度  
二成。

として、神武天皇即位から承久の乱に至るまでの間の「国王ノ兵乱」が十二回あったと指摘し、その兵乱ひとつひとつについて概略を述べている。

しかし、その「国王ノ兵乱」であるが、本文中に列挙された兵乱

の数はいずれも九度で、数が合わない。また、中には、

四十二代ノ国王ヲバ、文武天皇トゾ申ケル。極テ心悪ク、腹カラ舎弟ノ王胤共ヲ打失テ、始テ大宝ト云年号ヲ定メ下フ。

其後、宝字年中ニハ、嫡子ノ聖武天皇ト弟ノ親王ト合戦アリ。

などのような、実態の知れないものが含まれている。また、攻めてきた外国の軍勢を追い払ったケース、外国に侵攻したケース、兄弟の間での皇位争い、など、描かれる兵乱の様相も様々である。しかし、それらはいずれも、とりとめのない叙述ではあっても、少なくとも国王(天皇)が何らかの形で関係していた。しかし、最後に「人王八十代高倉院ト申ハ」の書き出しで描かれる源平の争乱は、「国王ノ兵乱」とは言いがたいものである。

人王八十代高倉院ト申ハ、後白河院第三王子。平相国清盛公ノ御娘中宮ニ德子御参アリ。後、建礼門院トゾ申ケル。其御腹ニ王子一人マシ〜ケリ。安徳天皇トゾ申ケル。三歳ニテ即位。外戚入道大相国、一向天下ヲ執行セシ程ニ、源氏、一向頭ヲ出ス輩ナシ。雖レ然、相国ノ運命モ漸末ニ成シカバ、嫡子小松内大臣重盛公モ薨ジ給フ間、相国悪行、日来ニ超過スル間、源氏又依「院宣」、前右兵衛佐頼朝ハ坂東ヨリ打テ上リ、木曾次郎義仲北国ヨリ責テ、無レ程平家ハ没落ス。遂ニ元暦二年正月ニ、頼朝舎弟蒲官者範頼・九郎官者義経、讃岐屋島ニ進發シテ、平家ヲ責落。二月下旬ニハ平家ノ一類悉壇ノ浦ニテ入海ス。刺、大将軍前右大臣宗盛父子三人、其外生捕敷多。宗盛父子ヲ為レ始、皆々被レ切捨ニケレバ、無レ程源氏ノ世トゾ成ニケル。其後、兵衛佐殿ハ鎌倉館ヲ構へ、鎌倉殿ト被レ仰給。

後白河の院宣に言及しているから、また、安徳が壇ノ浦で平家と

もに入水したから、源平の争乱を「国王ノ兵乱」であると主張するのは強弁に過ぎよう。この叙述は高倉の治世から始まるが、壇ノ浦の合戦で平家が滅び、生き残った宗盛たちが処刑された後、頼朝が鎌倉で権力を握った、という。高倉の存在は平清盛の娘徳子に安徳を生ませるため、安徳の存在は清盛に「外戚」の地位により「一向天下ヲ執行」する権力を与えるもの、その平家を源氏が討ち滅ぼして「源氏ノ世トゾ成」った。すなわち、慈光寺本『承久記』は、承久の乱前史として「国王ノ兵乱」を列挙して高倉院の世に至るが、この叙述において『承久記』における「国王」の概念は天皇家限定を離れたものと考えられる。安徳の即位により「国王」の権力を入手したのは、外祖父となった清盛、そして平家を討ち滅ぼした頼朝がその権力を継承した、すなわち「鎌倉殿」頼朝こそが「国王」であるとして、「国王ノ兵乱」叙述は締めくくられていると理解できる。したがって、慈光寺本『承久記』にいう「人王八十代高倉院ト申ハ」に始まる「国王ノ兵乱」は、源平の争乱を指し、その結果「源氏ノ世トゾ成」って、頼朝が鎌倉で国王の地位についた、と述べているのだと理解できる。もちろん、都にも「国王」(「天皇」がいて、伝統的にこちらの王も自分以外の者は皆「臣下」だと自らの優位を主張しているから、『承久記』における鎌倉の「国王」に關する叙述は、「王」と「臣下」の間で揺れることになる。

「国王ノ兵乱」列挙に続いて、『承久記』は、

頼朝卿、度々都ニ上リ、武芸ノ徳ヲ施シ、勲功無レ比シテ、位正二位ニ進ミ、右近衛ノ大将ヲ経タリ。西ニハ九国ニ島、東ニハアクロ・ツガル・夷ガ島マデ打靡シテ、威勢一天下ニ蒙ラシメ、栄耀四海ノ内ニ施シ玉フ。

と、平家滅亡後の頼朝を叙述するが、その姿は、「勲功」に基づいて官職に任じられる姿（朝廷に仕える臣下の姿である）を示しつつも、「威勢一天下ニ蒙ラシメ、榮耀四海ノ内ニ施シ玉フ」という表現は天皇の治世を言祝ぐ言葉にも似て、頼朝が「打靡」せた天下を王そのままに支配する姿を示している。頼朝は「臣下」「国王」両様の姿を見せていると言える。

頼朝が死に、頼家が死に、実朝が死んで、鎌倉の源氏將軍の血統は絶えた。時に臨んで北条義時は権力への野心を抱き、

朝ノ護源氏ハ失終ヌ。誰カハ日本国ヲバ知行スベキ。義時一人シテ、万方ヲナビカシ、一天下ヲ取ラン事、誰カハ諍フベキ。

との考えを抱き、藤原（九条）道家の幼い三男を次期將軍に申し受ける。「諷諫ニハ伊予中将実雅、後見ニハ右京權大夫義時トゾ定メ」たとあるから、義時は幼い將軍の後見として、実質的な將軍の権力を引き継いだことになる。

このような義時に対して不快の念を抱いたのが、後鳥羽である。

爰ニ、太上天皇叡慮動キマシマス事アリ。源氏ハ日本国ヲ乱リシ平家ヲ打平ラゲシカバ、勲功ニ地頭職ヲモ被レ下シナリ。義時ガ仕出タル事モ無テ、日本国ヲ心ノ儘ニ執行シテ、動スレバ勅定ニ違背スルコソ奇怪ナレト、思食ル、叡慮積リニケリ。

とある。後鳥羽の登場である。後鳥羽は物語に登場するはじめから日本国を支配する帝王として出現し、義時の野心に不快の念を示す。

ここで注目すべきなのは、慈光寺本『承久記』においては、後鳥羽の登場に際して、帝紀めいた紹介が一切ないことである。すなわち、後鳥羽は、「治世の時間を支配する」古代的な天皇としては描

出されていない。後鳥羽の天子としての徳は言及されず、後鳥羽の治世は言祝がれていない。登場の最初から、後鳥羽は帝位にあり、自らの王権を理解している、という点においては帝王であるが、その帝王としての資質を疑われてもいた。

凡、御心操コソ世間ニ傾ブキ申ケレ。伏物、越内、水練、早態、相撲、笠懸ノミナラズ、朝夕武芸ヲ事トシテ、昼夜二兵具ヲ整ヘテ、兵乱ヲ巧マシムケリ。御腹悪テ、少モ御気色ニ違者ヲバ、親リ乱罪ニ行ハル。大臣・公卿ノ宿所・山莊ヲ御覽ジテハ、御目留ル所ヲバ召シテ、御所ト号セラル。都ノ中ニモ六所アリ。片中ニモアマタアリ。御遊ノ余ニハ、四方ノ白拍子ヲ召集、結番、寵愛ノ族ヲバ、十二殿ノ上、錦ノ茵ニ召上セテ、踏汚サセラレケルコソ、王法・王威モ傾キマシマス覽ト覚テ浅猿ケレ。月卿雲客相伝ノ所領ヲバ優ゼラレテ、神田・講田十所ヲ五所ニ倒シ合テ、白拍子ニコソ下シタベ。古老・神官・寺僧等、神田・講田倒サレテ、嘆ク思ヤ積ケン、十善君忽ニ兵乱ヲ起給ヒ、終ニ流罪セラレ玉ヒケルコソ浅増ケレ。

その心用いがありよう、好む技芸、目の前の快楽に流されて伝統を軽んじ、神仏を粗忽にする態度、いずれもが伝統的な帝とは異なっていて、後鳥羽は帝としてふさわしくない、と述べている。まさに、「王法・王威モ傾キマシマス覽ト覚テ浅猿ケレ」なのである。後鳥羽自身の言動が帝の権威を失墜させる。

また、慈光寺本『承久記』は、後鳥羽の横暴により神田・講田を失った神官・寺僧等の嘆きが積もった結果、承久の乱の敗北、後鳥羽の流罪に至ったと述べている。これは、承久の乱勃発以前に乱の結末を見通したものである。登場した時から、後鳥羽は帝王として

の資質を疑われている。「十善君忽二兵乱ヲ起給ヒ、終二流罪セラレ玉ヒケル」という承久の乱の結末こそ、後鳥羽が原因となつて「王法・王威モ傾キマシマス」出来事の最たる物ではなかつたか。

軍記物語にとって、登場人物の一人一人が、どのように決意して武力蜂起したか、また戦闘に身を投じていったか、は主要なテーマの一つである。「承久記」においても、後鳥羽が武力で義時を除こうと決意するに至る経緯が叙述されるが、今も延べたように、主要登場人物である二人、北条義時は、源氏将軍が絶えた後に権力の座にまんと座つたかのように記されているし、後鳥羽は帝としての資質を問われていたことを確認したい。

続いて、『承久記』は乱の直接のきっかけを述べる。後鳥羽は亀菊という舞女を寵愛していて、寵愛のあまりにその父を刑部丞に任用したのみならず、義時の所領であつた摂津国長江庄を自分の生存中は亀菊に充て行ふ、という院宣を下した。結局そのことを義時に拒否されたことが、戦乱の発端になつたというのだから、つまらないことが大きな争乱の発端になつたものだという印象を与える。長江庄の地頭は「此所ハ故右大將家（頼朝）ヨリ大夫殿（義時）ノ給テマシマス所ナレバ、宣旨ナリトモ、大夫殿ノ御判ニテ、去マヒラセヨト仰ノナカラン限ハ、努々叶候マジ」として拒否、鳥羽は医王左衛門能茂を使い、地頭を追い出そうとしたがうまくいかず、重ねて院宣が下る事態となつた。その文中に「余所ハ百所モ千所モシラバシレ、摂津国長江庄計ヲバ去進スベシ」と書かれていたという。それに対して義時が、

「如何ニ、十善ノ君ハ加様ノ宣旨ヲバ被レ下候ヤラン。於レ余所

者、百所モ千所モ被レ召上レ候共、長江庄ハ故右大將ヨリモ義時ガ御恩ヲ蒙始ニ給テ候所ナレバ、居乍頸ヲ被レ召トモ、努力叶候マジ」トテ、院宣ヲ三度マデコソ背ケレ。

という。後鳥羽は理由無く臣下の所領を召し上げる理不尽を棚に上げて、院宣の権威を無視する義時を許せない。義時は、頼朝より最初に賜つた大切な所領であるので応じかねる（そもそも理不尽な所領召し上げ自体が、義時にとっては応じかねる事柄であつただろう）として後鳥羽の院宣を拒否する。しかし、ここでは、そのような両者の言い分の可否以前に、後鳥羽が「余所ハ百所モ千所モシラバシレ、摂津国長江庄計ヲバ去進スベシ」といい、義時が「於レ余所一者、百所モ千所モ被レ召上レ候共、長江庄ハ……努力叶候マジ」と応えている。両者ともに長江庄一所の攻防を焦点として他を一顧だにしない極端な主張を展開して、逆に、それぞれの「王」としての資質を疑われかねないものであり、また、戦の原因がただ一カ所の所領を巡る二人の「王」の意地の張り合いであるかのような印象を作り出すものとなつてゐる<sup>3)</sup>。

この後、後鳥羽は、公卿を集めて義時への処置を諮る。集まつた公卿たちの「只能義時ヲスカサセ玉ヘ」という穏当な意見は用いず、大極殿造宮の際に坂東の地頭が造営費を負担しなかつたことを引き合いにして「義時ヲ打レテ、日本国ヲ思食儘ニ行ハセ玉ヘ」と述べた卿二位の言葉に従つて、義時討伐の準備に一步を踏み出すのであつた。

さて、先に引用したように、長江庄の放棄を求める院宣を受けた義時が発した言葉に、「如何ニ、十善ノ君ハ加様ノ宣旨ヲバ被レ下

候ヤラン。．．．」とあった。ここで義時は、後鳥羽の事を「十善ノ君」と呼んでいる。十善とは、仏教でいう十善戒のことで、不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不綺語・不惡口・不両舌・不貪欲・不瞋恚・不邪見の十種の善であり、帝は前世に十善を行なった果報によつて、この世で帝の位を受けるといふ。「十善ノ君」という呼称は、過去・現在の二世にわたる因果応報の理に基づいて、帝が帝であることの根拠を説明するものである。慈光寺本『承久記』には、帝の呼称として、また対称として、その「十善ノ君」が頻出する。

すでに引用した部分にも「十善君、忽二兵乱ヲ起給ヒ、終二流罪セラレ玉ヒケルコソ浅増ケレ」というものがあつた。また、今述べたように、義時は、長江庄を召し上げようとする後鳥羽の院宣に対し「如何ニ、十善ノ君、ハ加様ノ宣旨ヲ被<sub>レ</sub>下候ヤラン」と言つた。

また、後鳥羽に、義時討伐の段取りを命じられた藤原秀康は、在京の三浦胤義を語らつて、「ヤ、判官殿、三浦鎌倉振棄テ都ニ上リ、十善君、二宮仕へ申サセ給へ。和殿ハ一定心中ニ思事マシマスラント推スルナリ」と胤義の心中のわだかまりを問う。それに応えて胤義も心中を述べて、

「胤義ハ先祖ノ三浦・鎌倉振棄テ都ニ上リ、十善君、二宮仕へマヒラスルハ、心中ニ存事ノ候也」と、自分が在京する理由として、鎌倉方への鬱屈した思いを語り始める。

また、これも折節在京していたばかりに、最初に血祭りに上げられることになる伊賀光季（妹が義時の妻であつた）が、討手の胤義に向かつて「光季、此程都ニ候ヘドモ、十善ノ君ノ御為ニ過セル罪モナキ者ヲ、勅勘何事故候ヤラン」と、討伐の根拠を問うている。さらに秀康の前哨戦勝利の報告に「十善ノ君モ御尋有ケリ」、さら

に「十善ノ君ノ宣旨ノ成様ハ、然ト云ヘドモ、哀、光季ヲバ御方ニシテ、イケテ置、大將軍ヲサセバヤ」トゾ仰出サレケル」と光秀の武勇を惜しむ発言をしたりしている。

後鳥羽の義時追討の院宣が鎌倉に到着すると、忠義心の厚い武士たちが馳せ散ずる。義時は、挑発して彼らを試みるべく「義時ガ頸ヲバ、殿原ノ斬ベキナラバ、只今打テ都へ上セテ十善ノ君ノ御見参ニ入サセ玉へ」と言うが、集まった武士たちは昔からの主従の誓いを守り、「大夫殿コソ大臣殿ヨ、大臣殿コソ大夫殿ヨ」と、義時を右大臣実朝と同一視、源氏の後継と認めて結束を図る。

彼らは後鳥羽の院宣への返答を相談するが、中務兼定が提唱する案では「十善ノ君、是ヤ此数賦物。一年ニ二度三度、献上面目候覧。此上何ノ御不足アリテカ、加様ノ宣旨ハ下サレ候覧」と始まる。二位の尼の嘆きが気の毒なので、東山道・東海道・北陸道を経て武士を「進上」するので、西国の武士と合戦させ、その有様を観覧あれと返事してはどうかというものであつた。

この東国からの返答は、形を変えて、計三度繰り返される。

義時より院使押松への伝言において、義時は押松に、「都ニ上リ、十善ノ君ニ申上ン様ハヨナ、「是ヤ此数ノ染物卷八丈、銀金、夷ガ隠羽、交馬上馬、一年ニ二度三度マヒラセ候。面目ニテ候ラン。此上ニ何ノ不足有テカ、義時勘氣ニ預候ラン」と告げた。さらに、武士を召しておいでだということで、東国の武士を十九万騎進上するので、西国の武士と戦わせて御簾の間から御覧あれ、それでも不足なら「義時モ十万騎ヲ引具馳上リ、手ノ際戦仕テ十善ノ君ノ御見参ニ罷入ント申ツ」と言え、と命じた。また、都に帰り着いた押松は、義時の首を持ち帰つたに違いないと期待する人々に対して、「権大

夫ガ「十善ノ君ニ申セ」ト候ツルハ」として、同様の言葉を繰り返している。

ほかにも、慈光寺本『承久記』は、各所で後鳥羽のことを「十善ノ君」と呼んでいる。帝を「十善ノ君」と呼ぶことは、決して不適切とはいえない。しかし、通常は、主語が省略されたり、あるいは「君」「上」「院」などが使われるのが普通で、これほど「十善ノ君」が多用されるのは奇異に感じられる。

そこで思い出されるのが、次の場面である。後鳥羽が義時討伐を決意し、秀康が義胤を語らった後、城南寺での仏事を守護する名目で甲冑を帯した武士を招集、さらに後鳥羽の御所、高陽院に集まった人々の名前が列挙されて、今にも開戦という時にあたって、陰陽頭泰忠・雅楽頭泰基が企ての成否を占って言う。「此事、当時ハ不快ニ見候。今度ハ思食止テ、年号替ラレテ、十月上旬ニ思食立ナラバ、成就仕テ平安ナルベシ」時期が不適切なので、今は思いとどまり、年号を変え時期も半年ほど遅らせるなら、成就するであろうというのである。思い煩う院に対して、卿二位は、遅らせることの危険を指摘して、すぐに実行するよう勧めた。卿二位はその際、

「十善ノ君の御果報ニ義時ガ果報ハ対揚スベキ事カハ」

と述べている。卿二位の論理は次のようである。帝は前世に十善を行なった果報によって、この世で帝位を受けるといふ。後鳥羽を帝位につけた前世の「十善の功」は、義時の前世の功とは比べようがないほど優れている。後鳥羽が帝位についたのがその証拠である。前世の功と現世の果は因果応報の理で結びつけられている。したがって、帝位につくほどに優れた後鳥羽の前世の功と、義時ごときの貧弱な前世の功を比べれば、前者が圧倒的に勝っているはずであ

る。世の中は因果応報なのだから、圧倒的によい「因」をもつ後鳥羽は、現世においても義時よりよい「果」を得ることができるといふのだ。したがって戦の結果は後鳥羽の勝利に終わるだろう、ということになる。

卿二位の理屈も空しく、戦は後鳥羽方が敗れて、鎌倉方の勝利に終わった。義時の嫡男泰時が六波羅に入る。泰時はまず乱後処理に当たるべく、義時の指示を仰ぐ。墨俣等の渡河作戦での味方の死者や勲賞を求める人々への恩賞。次の帝・院の選定。後鳥羽の当面の幽閉先。後鳥羽の皇子たちや公卿・殿上人の取り扱い。そのような処理について指示を求める泰時の書状を見て、義時は次のように言う。

「是見給へ、和殿原。今ハ義時思フ事ナシ。義時ノ果報ハ王ノ果報ニハ猶マサリマイラセタリケレ。義時ガ昔ノ報行、今一足ラズシテ、下臈ノ報ト生レタリケル」

義時は勝利を「果報」の問題と捉える。自分の果報が後鳥羽の果報より勝っていた、勝っていたから勝利を掴むことができたのだという。義時の前世に帝の「十善」に勝る功があった、ということだ。しかし、帝に勝つほどの果報であっても、義時の前世の功は完璧ではない。一つ足りないもので、義時は「下臈ノ報ト生レ」た、という。義時の前世の功が帝の前世のそれに勝り（≡帝に勝利した）、かつ劣る（≡そのため帝としては生まれなかった）というのは論理矛盾であるが、この発言が「十善ノ君」という帝を表す言葉を相対化するものであることは間違いない。慈光寺本『承久記』で後鳥羽を指して繰り返し用いられた「十善ノ君」という表現だが、言葉通りに受け取ることにはできない。むしろ後鳥羽は「十善ノ君」と呼ばな

ければ帝になれない帝、前世の果報だけで帝となった帝として表現されているのではないか。そもそも、慈光寺本『承久記』において、冒頭から後鳥羽は帝王の権威を失墜させる帝として描かれていたのだった。

同じ「国王ノ兵乱」であっても、『保元物語』の描くのは「国争い」であった。争われたのは帝王の地位であり、その地位は、天子の徳があまねく国内を照らし豊穰をもたらす古代の帝王のありかたを継承するものである。『保元物語』において、乱の速因を作った鳥羽は、それでも治世を言祝がれる。皇位を争った崇徳も、後白河も、皇位を得て何か自分の利益になるようなことをしようとしているのではない。皇位の継承のあるべき姿を求めて争ったといえる。

承久の乱も、承久記が「国王ノ兵乱」（この場合は、王と王の戦い）と認めていることは明らかであるが、ここでいう「国王」はその存在だけで国に豊穰をもたらす古代の帝王の姿ではない。戦のきつかけは所領、後鳥羽が求めたのは、義時を除いて「日本国ヲ思食儘まほニ行」ことであった。先にも述べたように、後鳥羽は帝王の権威を失墜させる帝として描かれていた。その後鳥羽の権威を補う言葉としてはないだろうか。しかし、結局は後鳥羽・義時という二人の王が果報を争った戦として、承久の乱を位置づける結果となったのである。

1 本文は、新日本古典文学大系『保元物語・平治物語・承久記』（岩波書店 一九九二・七）による。『保元物語』は半井本、『承久記』は慈光寺本である。

2 このことから、「国王ノ兵乱」の叙述は、それがあったという事実を提示するにとどまる、という見方がある。（佐倉由泰 『軍記物語の機構』 二〇一・二一 汲古書院）

3 佐倉氏は、慈光寺本『承久記』を「恣意」をキーワードに論じ、後鳥羽と義時の対立も、恣意と恣意との偶発的な衝突によつて起こったものとして描いているとしている。（佐倉氏 注2書）